

遊佐町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育課 総務学事係

趣旨

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学校教育の水準の維持向上に資するため、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法（R7. 6. 11 改正）、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

計画の概要

1 本町の現状

令和7年度の平均的な時間外在校等時間 小学校：月32.4時間 中学校：月31.6時間
国の目標値：R11年度までに月30時間程度 ⇒ 上回っている
月80 時間を超えた教育職員に対するサポート体制の強化が必要

2 時間外在校等時間に関する目標、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%、月平均を30時間程度、年平均を360時間程度
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下、健康リスクの値を60以下、働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を85%以上

3 計画期間 令和8年度から令和12年度

4 具体的な取組内容

①「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

（登下校時の見守り、放課後から夜間などにおける校外の見回り、学校徴収金の徴収・管理、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応等）

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

（調査・統計等への回答、学校の広報・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理、体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、児童生徒の休み時間における安全配慮、校内清掃、部活動への対応等）

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進する業務

（給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備、支援が必要な児童生徒・家庭への対応）

②学校における措置の推進

- ア 教育課程における年間授業時間数や週当たり授業時間数の適正な設定
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫
- ウ 職員間における情報共有のデジタル化や服務管理など、校務の効率化

③教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対する、医師による面接指導
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保
- ウ ストレスチェックの実施率の向上と職場環境の改善
- エ 心身の健康問題に関する相談窓口の設置、必要に応じ保健管理医等による助言・指導
- オ 年次有給休暇の取得促進

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町のHPで公表、定例の教育委員会会義及び総合教育会議での報告
- (2) 学校現場での人員不足解消のための、児童生徒の支援に専門的な知見を有する人材の確保と財政措置の拡充、関係部局・関係機関との連携
- (3) タイムカードの記録による時間外在校等時間にかかる目標達成状況の把握、本町で導入しているストレスチェックの結果によるその他の目標達成状況の把握
- (4) 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られたとき、特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、個別の支援・指導を実施
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行い、各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施
- (6) 本町における業務量管理・健康確保措置実施計画の内容について、HP等に掲載するとともに、保護者や地域の各自治会等からの協力を得られるよう、学校運営協議会で啓発

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (抜粋)

(昭和四十六年五月二十八日)

(法律第七十七号)

第六十五回通常国会

第三次佐藤内閣

(業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）に関する指針（次項及び同条第一項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法七二・追加、令七法六八・一部改正)

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議

をいう。次項において同じ。)に報告するものとする。

- 4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。
- 5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（令七法六八・追加）

遊佐町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

〈目次〉

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・ P. 3～P. 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・ P. 5

令和8年6月

遊佐町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

遊佐町教育振興基本計画で掲げる「ふるさとを愛し、未来を拓く「いのち」輝く町民の育成」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

遊佐町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、遊佐町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

本町では、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、在校時間の管理及び超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化など、様々な取組を実施してきた。

こうした状況の中、令和7年度の平均的な時間外在校等時間は、小学校で月32.4時間、中学校で月31.6時間となっており、国が掲げる「令和11年度までに教育職員の1か月時時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する」という目標値（月30時間程度）を上回る状況も見られることから、引き続き業務の精査と負担軽減を図る必要がある。

また、月80時間を上回る割合が全体平均に及ぼしている影響が大きいことから、月80時間を超えた教育職員に対するサポート体制を強化していく必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%までに減少させる

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を60以下にする（全国平均100）

【R7結果62.6】

エ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を85%以上にする

【R7結果85.0%】

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費等の学校徴収金について、公会計化や徴収金業務の標準化を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実地状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口（遊佐町サポートダイヤル）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において該当苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・当確業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。
- ⑨ 体育館等の施設・設備の管理
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進し、負担軽減を促進する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・機器警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要設置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番や地域人材の活用等による負担軽減を促進する。
- ⑫ 校内清掃
 - ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番や地域人材の活用等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
 - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、平日も含めた活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進する業務

- ⑭ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員、地域人材等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。
- ⑮ 授業準備
 - ・校務支援システムによる授業準備や採点作業等を補助する ICT 支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
 - ・地域人材や地域教材の発掘、学校と地域をつなぐ窓口業務等を行うなど学習全般

をコーディネートできる人材を活用することで、教員の負担軽減を図る。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児生徒への対応にあっては、校内教育支援センターの機能強化等による効果的な支援を促進する。
- ・健康福祉課や社会福祉協議会等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時間数や週当たり授業時間数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、本人からの申出に基づき、医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施

後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題について相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、遊佐町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校現場での人員不足を解消するため、児童生徒の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、財政措置の拡充を図るとともに、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、タイムカードの記録により把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られたときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、本町における業務量管理・健康確保措置実施計画の内容について、町ホームページ等に掲載するとともに、各項目について保護者や地域の各自治会等からの協力を得られるよう、学校運営協議会での啓発にも取り組む。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進

学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における業務分担の見直し
 - ・ 標準を大きく上回る授業時数の見直し
 - ・ 校務DXの加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

- 学校との**連携・協働**
 - ・ 学校運営協議会※2などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - ・ 総合教育会議※3を通じた連携・協働



首長部局

学校の指導・運営体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とその他の支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師の健康・福祉の確保に向けて

教育委員会
の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言



そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します



「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事
させる業務を定めてこれを管理するに
際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的
負荷等が過度に蓄積して労働者の心身
の健康を損なうことがないように注意
する義務を負うと解するのが相当であり、
使用者に代わって労働者に対し業務上
の指揮監督を行う権限を有する者は、
使用者の上記注意義務の内容に従って
その権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

⚠ 各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です

⚠ 各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に
おける働き方改革事例集」

教師の健康・福祉の確保に向けて

校長先生等の
皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の時間外在校等時間の縮減
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること
- ✓ 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、地域や保護者と連携しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行うなどの見直しを行いました。その際、保護者へしっかりと意図を説明しました。



先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、放課後の業務にゆとりができました。



保護者 朝読書がなくなることへの不安や、校内が汚くなるのではないかと懸念もありましたが、丁寧に説明してもらえたことで安心できました。



✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 学校だよりに勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その要因となった業務(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、背景を知ってもらうようにしています。



保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。協力できることがあれば言ってください。



先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、自身の働き方を見直すきっかけになりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、健康管理に取り組む必要があります
その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じることが重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。
(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号115頁)

国や教育委員会では、教職員定数の改善や支援スタッフの充実などの環境整備を進めてきています。

学校においても、教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中することができるチーム学校の実現に取り組んでいきましょう

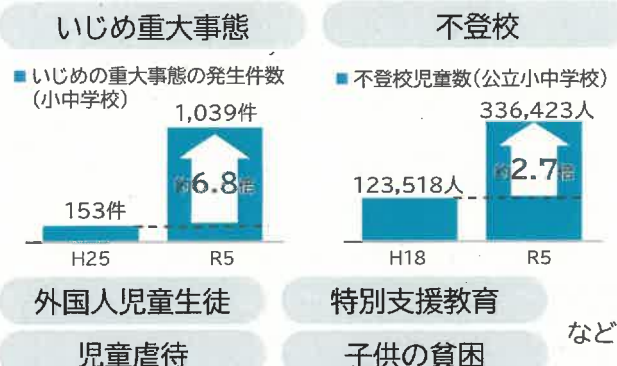


文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1 教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化



教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めること
が難しくなる可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化	- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築 - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進	など
学校の 指導・運営体制の 充実	- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善 - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現	など
教師の 処遇改善	専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ(4%から10%まで段階的に引き上げ)	など



3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- 総合教育会議を活用した
教育委員会との連携
- 自治会や地元企業・団体等への
協力要請
- 学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進
- 学校プールをはじめとする、
学校関係施設の**管理の外部化**
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう

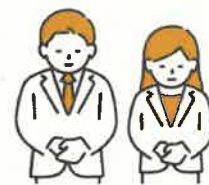


学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます

子供たちへのより良い教育のために

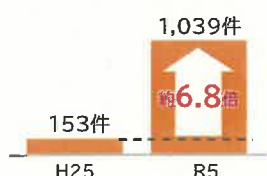
さらなる学校へのご協力をお願いします



1 教師を取り巻く環境

いじめなどの
課題が増加

■いじめの重大事態の発生
件数(小中学校)



子供の
スマートフォン、テレビゲーム
の使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態

■平均時間外在校等時間は地方公務員の
一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



教師が子供にもっと向き合えるように
する必要があります！

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進める
ための仕組み作り

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、地域や保護者の皆様のご協力が不可欠です！

3 ご協力いただきたいこと

✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、学校運営に参画いただく

✓ 学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しへのご協力
(登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)

✓ 学校行事や業務の見直しへのご理解



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な
表現・声量

怒鳴るなどの行動は
お控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともある
ことをご理解ください

⚠ 適切な時間内
の御相談

ご相談は定時に
過度に長時間の御相談は
お控えください

⚠ SNSでの
拡散

先生や子供を傷つける
SNS投稿はお控えください

**教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、
子供たちの成長を直接感じることができる職業です。**



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、
次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて
良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

**さらに教師が子供に全力で向き合えるよう
教師の“働きやすさ”と“働きがい”の両立を実現します**

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等

子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備

学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします



学校の体制もより良く変化



小学校：学級担任＋教科担任制
理科や算数など分野ごとに
専門性の高い教師が授業を担当



中学校：40人→35人学級へ
(R8年度法改正予定)
一人一人の子供に目が届く指導を



様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も
増えています！
応募は各自治体HPへ



多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、
給料月額**4%→10%へ**
(R8～R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、
令和7年の**教職1年目の給与は
前年から約50万円増加**

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)
※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算
※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算。

